

神戸学院大学大学院薬学研究科学位論文審査基準

神戸学院大学大学院薬学研究科は、同大学院学則、同大学院薬学研究科規則、薬学研究科博士学位取扱内規及び大学院のディプロマ・ポリシーに基づき、学位論文を以下の基準により総合的に評価する。

学位審査にあたっては、公開による口頭発表会を開催し、複数の審査委員（主査1名、副査2名以上。主査は課程博士については指導教員以外の教授、論文博士については紹介教員（研究科の教授又は准教授）以外の教授とする。）による論文審査を行い、それらの結果を受けて薬学研究科委員会において最終審査を行う。

内容については、課程博士にあっては原著論文（筆頭著者）として審査制度のある学術雑誌に英文で公表（掲載受理を含む）されているものを1編以上、論文博士にあっては原著論文として審査制度のある学術論文誌に英文で公表（掲載受理を含む）されているものを3編以上（うち筆頭著者として2編以上を含む）とする。

博士論文は専門分野における新規性、独自性を重視し、論文審査にあたっては、研究者として自立的に研究を立案し、遂行できる能力が備わっていることを考慮し評価を行う。